2022年7月

ADRセンター調停人候補者養成研修　外国人分野

効果測定問題

国際部研修会「令和3年度　第2回　入管実務研修会」(本会VOD研修サイト　実務研修)

2021年12月16日収録

講師：　川崎北支部　江端俊昭先生

上記ビデオ講座を受講し、以下の問題の正誤を回答用紙に〇×でお答えください。

1. コロナ禍のため、令和元年度(2019)から令和2年6月末までの統計数値で、在留外国人数が増えた国籍は一つもない。
2. 行政書士の入管業務は申請者の代理人としての仕事である。
3. 比較的新しい活動資格に介護がある。今までは外国人が介護分野で就労できる機会がなかったが、社会的要請、国際間のやりとりの一環で、介護福祉士に対する在留資格が設けられた。
4. 入管法別表第一の三の表の文化活動という活動資格は、収入を伴うかどうかには関係なく与えられる。
5. 入管の審査における指標には、在留資格該当性、基準適合性、相当性の3つがある。その中の相当性は、安定性、継続性、必要性、信憑性を考慮し、総合的に判断される
6. 在留資格認定証明書交付申請に関しては、申請人となる外国人が海外にいるので、在留資格認定証明書交付申請は申請人となる外国人の親族や、就労であれば申請人となる外国人を雇用する企業の職員が代理人となり申請することになる。
7. 技術・人文知識・国際業務の在留資格の許可を受けるための上陸基準適合性を見るには学歴及び履修内容と職務内容の関連性を確認することとなる。それには卒業証書だけではなく、学位書などを見る必要がでてくる場合もある。学んできた内容と職務内容の関連性が最も重視される。
8. 孫会社からひ孫会社の異動、あるいはひ孫会社同士の異動は企業内転勤に当たることがある場合は一切ない。
9. 企業内転勤では転勤の期間には定めがない。
10. 家族滞在の該当性では、配偶者は法律上婚姻関係にある必要があり、内縁者、死別・離別した者、同性婚者を含まない。したがって、同性婚の配偶者に対して在留資格を
認める余地はない。